

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区分	内容等	備考
契約年月日	当初契約:令和7年 8月21日 変更契約:令和7年11月21日	
契約件名	コンクリート構造物の収集運搬及び処分 一式	
契約金額	当初契約 :2,948,000円 変更契約後:7,944,640円	
契約の相手方	茨城県下妻市大木1252-3 (株)新栄商事	
問合せ先	財務部契約課契約第一係 TEL 029-864-5164	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契約の概要	本件は、12GeV-PS実験施設において使用されていた遮蔽体(重コンクリート構造物/総重量約260t)を産業廃棄物として機関外に搬出し、処分するための外部委託契約である。	
随意契約の理由	当初、複数者からの見積もり微取を経て少額随意契約にて契約締結(原契約)をしたものである。契約履行過程(廃棄物の中間処理の過程)で廃棄物(260tのうち133.6t)に想定外の有害物質の一種とされる成分含有があることが判明したことから、廃棄物処理法上の廃棄物処理基準に照らして最終処分方法の再検討を行い、133.6tについては当初の再資源化から埋立処分(管理型)に変更することとした。 産業廃棄物の適正処分と環境保全の重要性に鑑み、原契約受注者に最終処分まで一連一体のものとして委託することが最適と判断し、株式会社新栄商事との原契約の仕様変更により対応したものである。	